

地方自治法第199条第7項の規定に基づき補助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を公表する。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

- | | |
|-----|----------------------|
| 名 称 | ① 大崎町青少年活動事業 |
| | ② 大崎町体育協会 |
| | ③ 大隅スポーツ交流拠点プロジェクト事業 |

範 囲 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業のうち、事業運営補助金等に係る出納その他の事務の執行について

補助金等の名称及び補助金等の額

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① 大崎町青少年活動事業補助金 | 1,960,000円 |
| ② 大崎町体育協会補助金 | 1,457,000円 |
| ③ 大隅スポーツ交流拠点プロジェクト事業補助金 | 2,000,000円 |

(2) 監査実施年月日 平成30年6月28日

(3) 監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書及び預金通帳等の関係書類の提示を求め、関係職員から説明を聴取し、当該補助金等が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

2 監査の結果

① 平成29年度の補助金等の執行状況について監査の結果、補助金等の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則等に基づいて適正に処理されており、町からの補助金等は確実に収納されていた。

また、補助金等の用途については、事業活動支出の全般に配分されており、目的に沿って執行されていることを確認した。

② 会計経理に関する事務処理並びに通帳等、適正に処理されていることが認められた。

平成30年7月6日

大崎町監査委員 四 本 庸 一
諸 木 悦 朗